

山形県再生可能エネルギー事業可能性調査事業費補助金 市町村との連携に関するQ & A

問1 市町村との連携とはどういうことか。

答

- 発電事業を通じた地域振興策の実現に向け、市町村と協議を行っていること（連携協定の締結等、具体的な振興策を提示していることを含みます。）をいいます。

問2 なぜ、市町村との連携する必要があるのか。

答

- 近年、地域への説明が十分に行われないうまま再エネ事業が進められることにより、地域とのトラブルが発生しています。
再生可能エネルギー発電事業の開発を円滑に進めるためには、市町村と連携し、地域の理解促進を図っていくことが重要です。

問3 具体的にはどのような取り組みが必要か。

答

- 市町村に対して、地域との合意形成や地域への利益還元について説明し、市町村から意見をもらい、事業計画に反映させていく取り組みが必要です。
〔合意形成〕
地域住民に対してどのタイミングでどのような説明をするのか、どのように理解を得ていくか
〔利益還元〕
地域にどのように利益還元するのか
- 一例として、農山漁村再エネ法を活用した取り組みが考えられます。
 - ① 事業者、市町村、住民、農林漁業者等で協議会を形成
 - ② 協議会の中で、どのように地域の農林漁業に利益還元するか、どのように事業を進めるか等を協議
 - ③ 協議を踏まえ、市町村が基本計画を作成し、それに沿う形で、事業者が事業計画を作成

問4 市町村との連携協定の締結や協議会の形成、市町村の基本計画の作成は必ず必要か。

答

- 市町村に対して説明し、市町村から意見をもらい、事業計画に反映させていく取り組みがなされていることが重要であり、補助金申請時点において、市町村との連携協定締結や協議会の形成、基本計画の作成がなされているかは問いません。

問5 補助金交付申請において、市町村との連携の状況はどのように証明するとよいか。

答

- 補助金交付申請書の事業計画書（様式第1号）に、市町村との連携状況を記載し、提出してください。
なお、補助金交付申請書の審査において、市町村に連携状況の確認を行いますので、市町村から証明書等の交付を受ける必要はありません。

問6 市町村や地域住民から理解を得られないなど、合意形成が得られない場合はどうなるのか。

答

- 市町村や地域住民に対しては、丁寧に説明していくことが重要です。地域住民による反対運動などがあり、今後、進捗する見込みがない事業に係る風況調査については、補助の対象とならない場合があります。

問7 出力20kW未満の小形風力発電は補助の対象にならないのか

答

- 出力20kW未満の小型風力発電については、平成30年4月から固定価格買い取り制度上の買取区分が廃止され、国では、今後自家消費や防災用等の特殊用途における活用を推進していく方針であることから、本県においても、今年度から小型風力発電を補助の対象外としております。